

活力ある豊かな地域づくりのために

市民参加と協働のまちづくり 推進指針

- 概要版 -



平成19年2月27日

駒ヶ根市

指針の目的

協働のまちづくりは、市民や市民団体等、そして行政が連携・協力し、みんなで知恵を出しあい、力をあわせて、豊かな地域社会を実現していこうとするものです。そこで、この指針は、市民、市民団体等と行政が一定の共通認識をもって協働を推進していくことができるよう基本的な方向を示すものです。

つまり、分権時代にふさわしい新たな行政システムの中心をなすものが「協働」であり、指針は、地方分権時代にふさわしい「市民と行政がともにつくるまちづくりの姿、手法」を示しています。

具体的には、協働の基本的な考え方や市民と行政がともに理解しておくべきルールや仕組み、推進策の方向性や手順を示しています。

協働のまちづくりの推進に向けた具体的活動を進め、実践を積み重ねる中で、常に指針の見直しを進めます。

1

時代背景

少子高齢化の急速な進展や国・地方を通じた厳しい財政状況、さらには、市民ニーズの複雑化や価値観の多様化など社会環境が大きく変化する中で、行政だけではすべての地域課題や新たな課題に対応していくことは困難な状況にあります。

また、国から地方へ権限と財源を移譲し、まちづくりに対する自由度を高めていく地方分権改革が進められています。これは、地方自治体が、国に頼ることなく自らの力と責任で行政運営をしていくものであり、まさに、住民主体のまちづくりが求められています。

こうした状況の中で、新たな課題や地域課題は、国の画一的な対応策やこれまでの経験をもとにした対応策ではすべての解決が難しく、地域にふさわしい解決策を市民の皆さんの知恵と力を結集して見出していかなければなりません。

市民の皆さんの知恵と力を結集し、自立した地域共同体を築いていくことが協働のまちづくりであり、協働のまちづくりこそ、厳しい財政状況に対応し、また、分権時代にふさわしい新たな自治を創造し、現世代そして次世代に向けて豊かで活力ある地域社会を築いていくことができるものと考えます。

2

協働を進める上での基本的な考え方

1 協働のまちづくりとは何か

(考え方)

公共サービスの提供や地域課題の解決は、行政だけが行うものではなく、特性や能力に応じて連携・協力し、みんなで担っていくものであるという考え方

自助、共助、公助の精神にもとづき、自らすべきことをできる範囲で行い、できないところを地域や行政が行うという考え方

(具体的には)

市民や市民団体、地域、企業などの事業者、行政などがお互いの立場を認め合い、対等の関係で役割分担しながら、連携・協力して公共的・公益的な課題に取り組むこと、又は、地域社会の生活環境を改善するための行動を自発的、かつ協調的に起こすこと

行政の責任を踏まえ、住民自らできることは自ら担うという地域自治の原点に戻り、個人、地域、行政のあるべき姿を問うもの

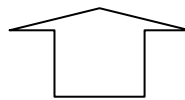
(推進の目標)

市民や市民団体等が公共サービスを担う仕組みをつくること

自治組織や市民団体等が自らの地域をより住みよい豊かな地域にしようとする住民自治の確立

2 協働のまちづくりで期待されること

豊かに暮らせる地域社会の実現・地域自治の確立・行政システムや社会システムの見直し



市民	市民団体・自治組織等	行政
個別的で多様な公共サービスの享受 市民参画社会の広がり 雇用の場、生き甲斐活動の創出 女性、高齢者、障害者の社会参加の促進 地域自治活動の活性化	団体が持つ理念や社会的使命の実現 公共サービスの担い手としての社会的貢献の実現 社会的理解、信用の高まり 組織財政基盤の強化	行政サービスの充実、質的改善 効率的な行政システムの実現 実情にあった公共サービスの提供や事業の実施 職員の意識改革

3 協働の実施主体や分野

主 体

- ・市民（個人や家庭）
- ・ボランティアグループ、市民団体
- ・NPO
- ・社会福祉協議会など社会福祉法人
- ・区、自治組合など地域自治組織
- ・企業
- ・行政

協働の分野

協働の分野を特定することはできませんが、協働の考え方をもとに分野別に整理するとすれば、次のとおりとなります。

個別の事情や地域ごとのきめ細かい対応・支え合いが必要な分野

子育て支援、高齢者介護の支援など

地域や自治組織との密接な連携が必要な分野

防災、防犯、子ども育成、ごみ問題を含む環境問題、景観形成、道路や河川などの公共空間整備

専門性の高いサービスが求められる分野

教育、芸術、人権、子育て、介護、国際交流、地球温暖化対策

合意形成が必要な分野

景観形成のためのルールづくり、環境美化のためのルールづくり、協働のまちづくりの推進

4 推進するためのルール

協働のまちづくりでは、次のことをお互いに理解（自覚）しあいながら進めます。

対等であること

- みんなが対等で主役であること -
協働により課題を解決するためには、双方が対等の関係であることが重要です。

情報を公開すること

- みんなに見える関係であること -
お互いに説明責任を遂行し、協働についての社会的な理解を得るように努めます。

自立的であること
依存の関係でなく、自立していくこと

自主性を尊重すること
自主的かつ自己責任のもとで行われること

目的を共有すること
目指すところが一緒であること

話し合い
日頃から話し合いの場を持つこと。同じテーブルにつくこと

お互いの立場や特性を理解すること
お互いの立場や特性を理解し、能力に応じて連携・協力すること

3

協働のまちづくりを推進するために

1 具体的に協働を推進するための基本的な方向

具体的に協働を推進するにあたっては、まずは行政が役割と責任を果たしていくとともに、協働のまちづくりの担い手である市民、市民団体、地域（自治組織）、企業などの事業所がお互いに求められている役割を認識し、ともに取り組んでいくことが必要です。

取り組みの基本的な方向

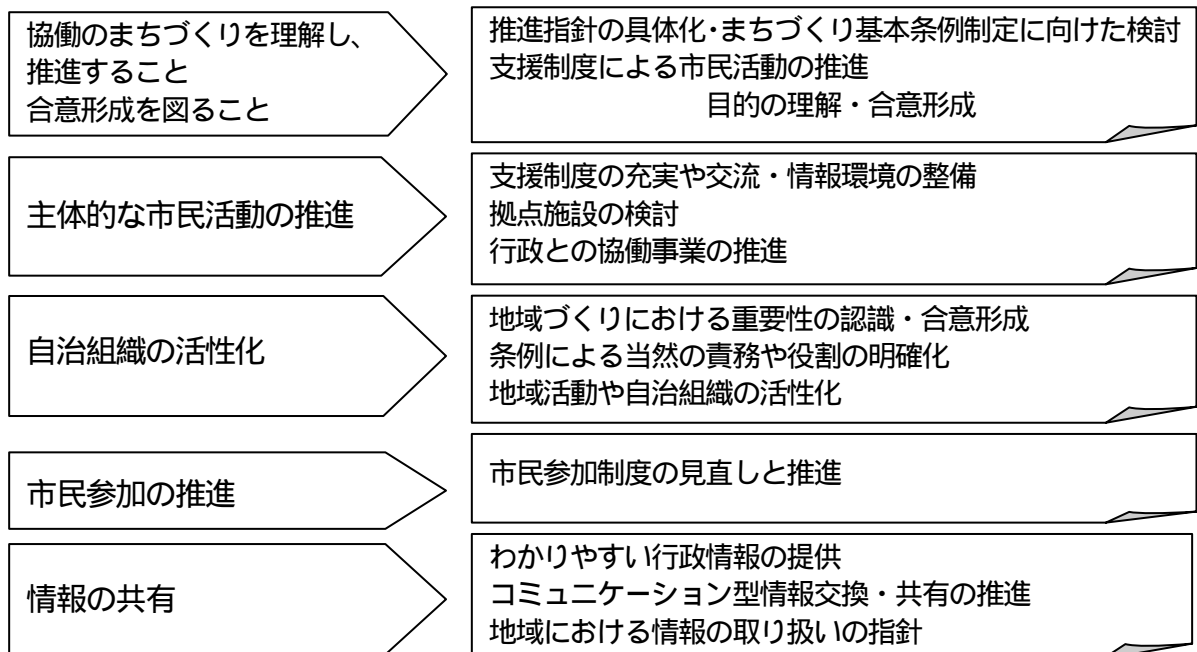
協働のまちづくりの推進に向けての合意形成（目標・責務・役割の認識）

主体的な市民活動の推進

自治組織の活性化（第4に記述）

協働のまちづくりにつながる市民参加の推進と情報の共有（第5・第6に記述）

取り組みの重点課題



市民活動（市民団体等の活動・自治組織による活動）の二つの系譜

よりよい地域づくりのための活動としては、NPOや市民団体などのように有志による「特定の課題や目的に対応する事業や活動（テーマ型活動）」と、地域に暮らす全員参加型で地縁を大切にしながら、地域の様々な課題に対応する自治組織による活動があります。この二つは、異なる系譜を持っていますが、協働のまちづくりの推進から考えると、相互に補完的・相乗的な関係にあることが理想です。

後述（P7）します「7 主体的な市民活動を推進するための具体的な対応策の展開に向けて」は、主に「市民団体等の活動（テーマ型活動）」について記述してあります。

2 協働を進める上での姿勢

豊かな地域づくりを進めるためには、市民一人ひとりが、地域に学び、社会に学ぶよう社会参画に努めることが望まれます。

行政は、市民との信頼の確立に努め、市民と行政の役割分担を話し合いにより明らかにし、協働の推進に努めます。

市民及び市民団体等は、協働の理念を理解し、よりよい地域づくりに向けて、それぞれの主体性に基づき、自発的かつ協動的に市民活動を推進することが必要です。

行政は、市民及び市民団体等の主体性や価値観の多様性を理解し、主体的に市民活動が推進されるよう環境整備を行うとともに、市民団体等と行政の協働事業を推進します。

3 市民と行政の役割分担

市民と行政の役割分担は、行政の責任を踏まえ、住民自らできることは自ら担うという地域自治の原点に戻り、個人、地域、行政のあるべき姿を問うものです。役割分担の考え方は、今後検討を進める「(仮称)まちづくり基本条例」でまちづくりのかたちを定め、この考え方をもとに地域課題などについて一つ一つ話し合いによって決めていくしかありません。

こうした話し合いを持つ環境づくりを進めること自体が、協働への第一歩です。

4 行政との協働の形態

市民団体等と行政の協働の形態の主要なものは以下のとおりですが、「協働」としての視点をもって事務事業を見直し、こうした手法を用い「協働事業」の推進に積極的に取り組みます。

事業委託	市民団体等の持つ特性や専門性が生かされるなど、行政が直接行うよりもサービスの質を高め、また効果的で効率的なサービスの提供ができる場合は、事業委託を推進します。
補助金・交付金等の助成	公共的・公益的な市民活動に対し、その自主性を尊重しながら資金の支援を行うもので、市民や市民団体等の主体的な地域活動等を推進します。
共催・後援	市民団体等が主体的に行う事業に対して、市が企画及び資金面において参加し、共同して事業を実施したり、名義の使用により、側面的な支援を行います。
事業計画段階への参加・事業協力	事業実施の理由を理解し、また、事業の実施を選択するに至る経過など、事業実施に向けた合意形成を進めます。
情報交換・情報提供	役割分担に向けた話し合いや相互理解のために、行政からの情報の提供や相互の情報交換は重要であり、手法を含め積極的な取り組みを行います。
公の施設の使用や公有地の利用	公の施設における協働事業の減免制度の適用や協働事業を推進するための公有地の活用を進めます。

5 推進のための支援制度やしきみ

支援制度の構築の基本的な考え方

市民団体等と行政がよきパートナーとして協働を推進していくため、次の点に留意した支援制度の構築と運用を図ります。

自主性・自立性の確保

公平性・公正性の確保

透明性の確保

主な支援事業（現制度）

協働のまちづくり支援補助制度

地域子育て交付金事業

美しい景観まちづくり事業（潤いのまちづくり事業・沿道水辺緑化事業）

子育てサークル育成事業 など

（今後創設に向けての検討項目）

協働事業提案制度

地域課題を解決するための市民の皆さんの発想や手法を生かした提案をもとに、提案団体と市が協働で事業を企画し実施していく協働事業提案制度について検討します。

拠点施設、交流の場の創設

協働のまちづくりの合意形成、交流環境や情報環境、人材育成や相談体制の整備など主体的な市民活動推進のための多くの課題に対応できるものと考えられ、その必要性を認識するところです。

（市民活動支援センター創設に向けた検討）

市民活動支援センターが拠点施設として本来の機能を発揮するためには、市民団体等の合意形成を進めながら検討することが重要です。従って、施設整備から運営方法まで市民団体等の主体的な検討結果を基本とします。

協働を進めるための人づくり

研修会の実施や市民会議などによるまちづくりへの参画などその手法について検討し、主体的な市民活動を推進する人づくりに努めます。

6 行政の推進体制の構築

- 職員の意識改革 -

市は、平素の行政運営を適切に行うことで、協働を推進する上で最も必要とされる信頼関係を築いていくよう努めます。

また、協働を推進するため、職員は自ら協働や市民活動、情報の共有に関する基礎的知識を身につけるとともに、地域・社会的課題を市民の一人として考え、市民団体等の活動内容、意欲、発想を理解することが重要です。さらに、地域活動に積極的に参加するなど直接現場に触れることで理解を深め、協働や市民活動に対する意識の高揚を図ります。

7 主体的な市民活動を推進するための具体的な対応策の展開に向けて

協働のまちづくりでは、市民及び市民団体等が、協働の理念を理解し、よりよい地域づくりに向けて、それぞれの主体性にもとづき、自発的かつ協調的に市民活動を推進していくことが期待されています。

このため、行政は、市民及び市民団体等の主体性や価値観の多様性を理解した上で、市民活動が推進されるよう、これまでの方針にもとづき環境整備などの具体的な対応策を実施します。

基本事項

- 1 協働のまちづくりの重要性の認識及び推進に向けた合意形成
- 2 主体的な市民活動の推進のための支援制度の構築や交流・情報環境の整備
- 3 特に市民団体等と行政との協働の推進
- 4 ネットワークの構築
- 5 自治組織との連携協力
- 6 情報の共有と市民参加の推進

重点課題

(協働・市民活動)

主体的な市民活動を広げるために
市民団体等の数、活動を増やす。市民の参加を増やす。意思(意志)ある人を実践に結び付ける。
人材・資金・情報の充実

活動をよりよいかたちで進めるために
共通の課題・大きな課題への取り組み
お互いの長所を生かし活動の拡大

相談体制の整備や様々な課題への対応

市民団体と地域(自治組織)との連携を図るために

(市民参加・情報)

主体的な市民活動につながる市民参加の推進・情報の共有

合意形成
交流環境の整備
情報環境の整備
活動資源の支援制度の整備
人材育成・行政の協働体制の整備
(委託制度の整備など)

ネットワークの構築

拠点施設の整備

交流機会の充実
地域活動への支援

市民参加制度の整備
市民会議や懇話会の開催

具体的な対応策

1 市が主体的に取り組む事項

全市的な合意形成

指針・条例によるまちづくりの目標の明確化

庁内体制の整備（庁内における取り組みの徹底）

市民団体等と行政の協働事業の推進 委託事業の洗い出しと情報の提供

2 主体的な市民活動の推進のための環境整備

交流環境の整備

仲間づくり情報の提供、市民同士・市民と行政との交流の機会

情報環境の整備

活動資源の支援制度の整備

協働のまちづくり支援補助制度の充実

拠点施設創設に向けた検討

市民活動支援センター構築に向けた活動分野別のネットワーク

市民参加制度の整備

「一人一ボランティア活動」の推進

全市民の主体的な市民活動の推進

1 自治組織の現状と課題の認識

自治組織は、地域住民の人と人とのつながりと日々の営みの上に成り立っており、それぞれの地域の特性や伝統を守りつつ、主体的な活動や行政との連携をもとにした活動を行っています。

具体的には、地域住民の交流の促進、地域福祉や生活環境の向上、安全な生活の確保など地域的課題の解決に向けた取り組みを挙げることができます。

しかし、一方で、都市化の進展や価値観の多様化などにより自治意識、コミュニティー意識の希薄化が進み、また、その結果として、自治組織への未加入者が増加の傾向にあることも事実です。

(自治組織の活動及び役割)

生活の場をみんなでよくする活動
交流の場、ふれあいの場づくり
地域課題や悩み事の解決
行政との連携による活動

生活環境の向上
心豊かに暮らすための人と人との絆づくり
災害など有事の際の助け合い
行政との連携によるまちづくり

2 自治組織の活性化に向けて

- 考え方の整理 -

(1) 自治組織の役割

自治組織は、心豊かで安心して暮らせる生活環境を築いていくための基本的な組織であり、自ら協働のまちづくりを進める上で最も重要な組織です。私たちは、この自治組織が地域づくりになし得る役割を認識し、これに全員が加入し、また、活動に積極的に参加します。

(2) 地域自治における責務

ごみの分別収集のルールを守ることや河川清掃への参加、防犯防災などの助け合いは、私たちが地域で生活していくための果たすべき責務です。これらは、地域自治の基本的な形態である自治組織に入っていてこそ、なし得るものと考えられ、それゆえに、全戸加入は当然の責務と認識すべきものです。

(3) 地域自らの改革に向けて

交流の場、ふれあいの場といったコミュニティー形成の活動は、地域ごとのやり方、伝統もあり、負担とを感じる人もいれば、大切に楽しいと感じる人もいるなど価値観に大きく関わる部分です。こうした活動を含め、活力ある自治組織の運営については、長い歴史の中で築かれた慣習や仕組み、人間関係もあり、対応策はなかなか難しいところですが、入っていることの必要性を実感でき、誰もが安心して入りやすい組織として、また、価値観の多様化や時代の変化に対応した自治組織となるよう、地域自らが改革していくための更なる努力が必要です。

(4) 行政の役割

自治組織の活性化、特に未加入者対策は、各地域がその実情に応じて考え、行動することが大切ですが、行政には、そうした課題に対して市全体で取り組んでいこうとする強い意思表示が必要です。そうしたことから、行政は、地域自治の本旨や協働の考え方を踏まえ、自治組織への全員加入促進に向けた規定や取り組みへの目標を盛り込んだ条例等の制定について検討を進め、また、行政、区長会、そして地域上げての取り組みができるよう様々な対応策や環境整備を進めます。

3 自治組織の活性化のための具体的な対応策の展開

基本事項

- 1 地域づくり・協働のまちづくりにおける自治組織の重要性の理解及び全市的な合意形成
- 2 価値観の多様化や時代の変化に対応した自治組織への地域自らの改革
- 3 地域自治の本旨や協働の考え方を踏まえた上での行政の的確な対応
環境の整備や条例の制定に向けた検討
- 4 未加入者の解消に向けた取り組み

重点課題

(自治組織の活動)

生活の場をみんなでよくする活動
河川や道路の整備・ごみの分別収集
除雪・防犯・防災・集会所の管理

責務・役割の明確化
全戸加入 意識改革
安全安心のまちづくりの推進

交流の場、ふれあいの場づくり
分館活動・地区子ども会・敬老会・祭典

多様化する価値観への対応
地域への愛着心の醸成
時代の変化に対応した活動

地域課題や悩み事の解決
介護・子育て・災害時の協力

市民団体等との連携・協力
会議の連続性
専門的課題へ対応

行政との連携による活動
防犯活動・道路改修要望・広報

自治組織の主体性の尊重
連携・協力関係の構築
地域自治の確立への対応

(組織・運営)

加入金・区費・自治会費・規約等
役員(人的人材的)・会議・区域

時代の変化に対応した組織及び運営
地域性ある区画

具体的な対応策

1 市が主体的に取り組む事項

全市的な合意形成・明確な意思表示

責務や役割の明確化と条例の制定

広報・区長会による検討

指針や条例による合意形成

庁内体制の整備（組織における取り組みの徹底）

2 地域が主体的に取り組むための環境整備

未加入者解消への取り組み

広報紙の作成 活動への支援 条例と規約との整合

地域活動の推進のための支援

市民団体と連携・協力関係の推進

地域内のサークル活動の推進

地域活動の紹介・情報の提供

4 市民団体等との連携・協力に向けて

(1) 大きな力を生み出すために

例えば、防災を考える上で、地域に宅老所などの施設がある場合は、自治組織のみではなく、こうしたところと連携・協力することで大きな力が生まれます。自治組織、市民団体、企業、福祉施設などが、それぞれの足りないところを補い合う中で連携・協力し、住みよい安全な地域づくりを進めていくことが必要です。

(2) 地域活動を活性化するために

自治組織と市民団体等は、その結びつきが地縁によるか、テーマ（目的・課題）によるかの違いや包括的な課題への取り組みか、専門的な課題への取り組みかなどの違いがあり、活動の考え方も異なるところがあります。しかし、よりよい地域づくりという大きな目的は同じです。お互いに連携・協力することで、地域活動が推進されるものと期待されています。

1 市民参加とは何か

(1) 市民参加とは何か

市民参加とは、市が行う主要な計画の策定や事業の実施などに対し、市民の皆さんが主体的に参加することをいいます。

(協働との関係)

市民参加は、市の管理する計画や事業、つまり、市の責任において行うものに市民の皆さんが主体的に参加し、議論をしたり、事業を実施したりすることであり、協働は、そこから一歩進めて、例えば行政との関係であれば、対等の立場で責任を共有しながら目標の達成に向けて連携することです。

(2) 市民参加の具体例

例えば、

計画の策定や制度の創設のため	市民懇話会 市民会議 審議会
事業実施のため	地元説明会 ワークショップ
行政運営全般についての提言	区長会 市政懇談会 市長への手紙
個人的要望や苦情	市役所の窓口対応 電話応答
事業の具体的な実施	河川一斉清掃

2 市民参加で実現しようとしていること

主要な計画に策定の段階から関わることで、なぜその事業やサービスを行政が選択したのか、また実行されようとしているのかを理解することができます。

複雑多様化する市民ニーズの優先順位付けや利害調整ができるなど、真に必要な行政サービスが選択されます。

市民参加は、行政が抱える課題、地域の課題を市民・行政がともに認識し合い、また、それぞれできること、しなければならないことをどう分担しあっていくべきかを理解することができます。

市民の豊かな社会経験や知識、創造的エネルギーをまちづくりに生かすことができるなど、市民と行政が共通した認識、目標をもって協働作業をすることができます。

まちづくりが身近なものと感じることができます。

参加市民同士の出会いと交流を通じて、新たなコミュニティーの形成につながります。

職員の意識改革につながります。

3 計画策定段階における市民参加の推進

市では、次の施策や事業を行うときは、原則として市民参加を求めます。

市の基本構想や基本的な事項を定める計画の策定や変更

基本計画、マスタープランなど

市政の基本方針を定める条例や市民の義務・権利に関する条例の制定又は改廃

基本方針を定める条例・・・まちづくり基本条例など

大規模な市民が利用する施設の建設

施設整備や建設事業は、基本計画や3カ年実施計画により事前の検討や財政調整の上に進めているところです。市民参加を求める場合、時期、内容、参加者などその手法の整理が必要となりますが、施設の性格や規模に応じて適切に対応します。

市民生活に大きな影響がある制度の導入や改廃

個人情報保護制度、小中学校の通学区域制度、ごみの分別収集制度など

その他市長が特に必要と認める事業

4 より市民参加を進めるために

市民の声を生かす仕組み

市民要望や市民ニーズ、提案など市民の声を聴く最も基本的な仕組みは、市役所窓口であり、窓口体制や対応の仕方などが重要です。市民参加における市の基本姿勢は、「一から話を聴こうとする姿勢」「市民の声を大切に作る姿勢」です。

また、総合的に対応する窓口の創設や市民が市民の声を聴く「市民活動支援センター」なども検討すべき項目です。

自治制度 議会制民主主義

- 市民の代表による意思決定制度を理解した上で市民参加を進めます。 -

自治は、本来、自分たちの地域のことを自分たちが責任をもって、自ら考えて行動していくというものです。しかし、現実には、すべての問題について、すべての市民が直接関わって対処することはできません。そこで、自治を効率的に進める仕組みの基本として議会制民主主義の制度があります。

このようにまちづくりの現場は、市民の代表による間接的な意思決定と市民参加による直接的な手法が混在しています。参加とは、直接的に行政の意思決定に関わる、つまり、直接まちづくりに関わるだけでなく、議会制民主主義が基本にあって、これらが混在化しているという全体像を知り、その上でまちづくりの意思決定過程に加わることができるものであることを理解する必要があります。

市民参加の手法の創設に向けて

新たな制度として、パブリックコメント制度や市民参加型行政評価制度の創設を検討します。

1 情報の共有とは

行政には、多くの情報があります。しかし、その情報が膨大な量で、さらに専門的すぎる情報であれば、市民は積極的にまちづくりに参加することはできません。そこで、行政は、重要な情報などをわかりやすく解析して市民に提供し、理解を深めてもらう努力を怠るとともに、市民にはその情報に耳を傾けてもらい、これらをもとにまちづくりを考えていくことが大切です。

市民と行政が相互に理解しあいながら、市の将来について議論できる環境をつくることが「情報の共有」であると考えています。

(本指針での用語の意義は次のとおりです。)

情報公開 = ガラス張り

説明責任を果たす = 全体をやさしく説明すること

2 地域での情報の共有を図るために

(1) 情報の提供及び共有

地域活動を進める上で、地域に関する情報は必要不可欠です。しかしながら、これらは、個人に関わる情報が多く、プライバシーや個人情報の保護の立場から、情報の提供を受けることができない場合や情報を持ち得たとしてもその取り扱いには十分注意が必要で、地域全体で共有することは難しい状況にあります。

地域づくりには情報は必要であり、一方で、情報の保護の視点から取り扱いには十分注意が必要です。

(2) 情報の把握

- 地域（又は団体）自らが情報を把握し、適切に活用するために -

地域自らが情報を把握し、個人情報に係る名簿などを作成する場合、個人情報保護法の理念を踏まえ次の点に留意が必要です。

名簿などを作成する場合は、その必要性を確認の上、必要最小限の記載項目とすること。

利用目的と配布先を示し、本人又は家族の同意の上で、個人情報を収集すること。同意については、事前に地域の会議や文書で周知することが大切であること。

作成後は、示した利用目的と配布先の範囲のみで利用し、利用を終えたときは、適切に処分すること。

(3) 行政情報の提供の考え方（地域活動に必要な行政情報の扱い）

- 個人情報保護条例の考え方 -

行政が保有する情報のうち、個人情報の提供については、個人情報保護条例に基づき、限定的にならざるを得ないところです。地域活動にとって情報が極めて重要な要素となることを認識した上で、次の基本的な考え方にもとづき適切な提供に努めていきます。

（次の項目のすべてに該当すること。）

行政が利用する場合と同程度とみなされる公益性があること。

提供を受ける側が自ら情報を収集することが困難であるか、情報収集の必要が急を要すること。

情報の提供を受けなければ、公益的・公共的な協働事業の目的を達成することが困難であること。

3 協働のまちづくりを推進するために

協働のまちづくりを推進するため、情報の共有を図ります。

まちづくり全般について、市は必要とする情報をわかりやすく市民の皆さんに提供し、市民の皆さんは、まちづくりの当事者としてその情報に耳を傾けるよう努めます。また、行政は、市民と行政が互いのことを理解しあいながら、市の将来について議論できる環境づくりに努めます。

7 市の責務と市民の責務

市の責務や市民の責務を明らかにし、協働のまちづくりを推進します。

1 市の責務

市は、行財政改革を一層進め、安定的・持続的な行政運営に努めます。

市は、協働や市民参加、地域自治の推進に関する総合的な環境の整備、支援等適切な施策を実施するよう努めます。

市は、市民が主体的に行う市民活動をまちづくりに生かし、その進展及び拡充を支援するよう努めます。

2 市民の責務

市民は、自らの意見と行動に責任を持ち、駒ヶ根市全体のことを考慮しながら、協働、市民参加、住民自治（地域自治）などの市民活動を主体的に推進するよう努めます。

自ら豊かな地域づくりの実践者となるために、地域に学び、社会に学ぶための社会参画に努めます。

市民は、自らの生活圏域を構成する一員としての自覚を持ち、その責任を果たすためにも、自治組合に加入するよう努めます。

3 市及び市民の共通の責務

市及び市民は、それぞれの立場に応じて、連携・協力を通じて必要な役割を果たすよう努めます。

市及び市民は、豊かな地域づくりのために主体的に活動するすべての場面において、対等、平等、公正となるよう努めます。

市及び市民は、市民活動を行う市民の自主性や特性を尊重します。

8

行財政運営の考え方

- 行財政改革の推進 -

少子高齢化の進展、市民ニーズや価値観の多様化、厳しい財政状況に対応し、地方分権時代にふさわしい活力ある地域づくりに向けた基本的な取り組みが行財政改革であり、協働のまちづくりです。行財政改革と協働のまちづくりは、「誰が、どのように社会的課題や地域的課題を解決することが最適かつ、効率的で効果的であるか、つまり公共をどのように役割分担していくか」という点で深く関わりあうものです。

協働のまちづくりを推進するためには、一方で、行財政改革を着実に推進する必要があります。

安定的・持続的な行財政運営を図るため、改革と創造へのまちづくりプラン（集中改革プラン）に基づき計画的に行財政改革を進めます。

行財政改革や協働の考え方を基本として、活力ある地域づくりに向けた具体的な事業を推進します。

この推進指針は、「概要版」です。詳しくは、本編をご覧ください。

「市民参加と協働のまちづくり推進指針 本編」は、駒ヶ根市ホームページに掲載してあります。また、市役所企画財政課窓口でもご覧いただけます。

駒ヶ根市ホームページアドレス

<http://www.city.komagane.nagano.jp>

『市民の広場』 - 「市民参加と協働のまちづくり」

駒ヶ根市市民参加と協働のまちづくり推進指針【概要版】

〒399-4192 駒ヶ根市赤須町20番1号

駒ヶ根市役所 総務部企画財政課

改革と協働のまちづくり推進室

83-2111(代表)

E-mail : kizai@city.komagane.nagano.jp